

# **第五種共同漁業権遊漁規則**

**内共第21号**

**令和6年1月1日施行**

**板取川上流漁業協同組合**

## 板取川上流漁業協同組合内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、板取川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、にじます、おいかわ、うぐい、うなぎ及びあじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合の指定する遊漁申請書に記入してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁場合は住所、氏名、年齢を記載した申請書又はオンラインシステムにより提出しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁場合は第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい障害があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣（ただし、アユのルアー釣は禁止）、友釣り、フライフィッシング、ガリ釣をいう。）、に限るものとする。ただし、毛針釣は、5号針以下とする。

- 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁止期間
餌釣り（鮎釣に限る）	1月1日から12月31日迄
ガリ釣	1月1日から9月30日迄
毛針釣（鮎釣に限る）	1月1日から8月11日迄

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間

あまご	2月1日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
にじます	3月1日から9月30日迄（特定漁場を除く）
おいかわ	同上
うぐい	6月1日から9月30日迄
うなぎ	4月1日から9月30日迄

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
板取川洞戸堰堤（白谷堰堤）上流端から20m 下流端から下流90m迄の区域	4月1日から 6月30日迄	全魚種
板取川松根橋上流端から上流50m 下流端から下流50m迄の区域	1月1日から 12月31日迄	うぐい おいかわ
板取川縄文橋上流端から上流50mの区域		
板取川と高賀川の合流点より上流100mの区域		
板取川大知摩橋上流端から上流50mの区域		
板取川檀瀬橋上流端から上流50mの区域		
板取川新薬師前橋上流端から上流100mの区域	1月1日から 12月31日迄	あじめ どじょう
板取川下洞戸橋下流端から下流100mの区域		
板取川縄文橋上流端から上流50mの区域		
板取川旧高賀橋上流端から上流50mの区域		
板取川と高賀川の合流点より上流100mの区域		
板取川小瀬見橋上流端から上流100mの区域		
板取川大知摩橋上流端から上流50mの区域		
板取川新白谷橋上流端から上流50mの区域		
板取川杉の子橋上流端から上流50mの区域		
板取川老洞堰堤上流端から上流50mの区域		
板取川ふれあい大橋下流端から下流100mの区域		
板取川松根橋上流端から上流50mの区域		
板取川野口吊橋下流端から下流50mの区域		
板取川午渡橋下流端から上流50mの区域		
板取川檀瀬橋上流端から上流50mの区域		

(釣り専用区)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる以

外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁法
組合が定めて公示する専用区域	組合が定めて、公表する日から網解禁日迄	あゆの友釣り

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご・にじます	15センチメートル
う ぐ い	10センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の場合には無料、高校生、心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、満80歳以上は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等（住民表、運転免許証）を提示し、その写しを提出しなければならない。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		1 日	1 年	
あ ゆ	手釣・竿釣	3,000円	15,000円	1,500円
あまご、に じます、う ぐい、おい かわ、うな ぎ(以下「雑 魚」とい う。)	手釣・竿釣	1,500円	4,500円	1,500円

2 遊漁料は、組合事務所が指定する、遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視指導員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。（減免を受けようとするものは、現場での購入はできない。）

(特定釣漁場)

第9条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる魚種を対象に、ウ欄に掲げる期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区域	イ 魚種	ウ 期間	エ 料金
板取川関市板取地内久後橋上流端から上流滝波谷合流点までの区域	にじます	1月1日から 12月31日迄	来場者にあわせて魚を放流する 一人・1.5kg放流 3,500円
板取川支流高賀川の関市洞戸高賀地内中部電力(株)取水堰堤上流端より上流仲畑橋までの区域	あまご	2月1日から 9月30日迄の 期間内で組合が定めて公表する期間	事前濃密放流 一人2,000円 (利用時間 午前6時より)

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者氏名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視指導員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視指導員）

第12条 漁場監視指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視指導員証を携帯し、かつ、漁場監視指導員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。